

# 農業委員会だより

●発行 平成30年3月31日  
●企画・編集 大和市農業委員会  
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
電話 046(260)5137

農家戸数/392戸  
経営面積/205.30ha  
(平成30年1月1日現在)



青々とした稲(下和田地区の水田)



## 大和市の農業の将来に向けて

大和市農業委員長 小菅 正徳

陽春の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会の活動に対しまして、ご理解ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、昨年は、7月の空梅雨、8月の曇天や9月10月の相次ぐ台風の上陸により、強風、大雨をもたらし、日本各地で農産物等に多大なる被害が生じるなど、自然災害の驚異を改めて再認識した年でありました。

現代の農地は農産物の生産の場以外に、緑の環境や良好な景観の形成、また災害時に対応するための防災協力農地の位置付け、並びに学校教育における農作業の体験の機会として食農教育の場など多面的な役割を担っております。

しかし、農業の現状は、農業者の高齢化や担い手の不

足さらには遊休農地化や耕作放棄地等、将来が憂慮される状況であります。また、当初の指定から30年が経過する2022年には生産緑地の行為制限が解除され、市内の生産緑地の多くが宅地化されることが懸念されます。

一方、都市農業振興基本法では、都市農地は守るべき社会的資産としていることから、貴重な都市農地の減少を防ぎ、遊休農地化の解消を目指すなど、農地の確保と保全対策を図るうえで農業委員会の担う役割はますます重要となってきております。

このような課題が多くあるなか、本年5月新体制によりスタートします農業委員会に対しましては、これまで以上に皆様方からのご支援ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

### 主な内容

- 会長あいさつ ..... ① 農地の適正管理を心がけましょう ..... ③
- 農業委員会活動報告 ..... ② 農業者年金の政策支援加入で将来の安心を！ ..... ④
- 農業施策に関する意見書を提出しました ..... ③

# 農業委員会活動報告

(平成29年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

今年も、農地パトロール月間である8月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。平成28年4月からの農地法の運用により、農業委員会の農地の「利用状況調査」、遊休農地の是正指導権限が強化されたことから毎年実施しているものです。



8月に行われた農地パトロール

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地が年々増加する傾向にあるため、耕作できない農地(市街化調整区域に限る)については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を活用し、意欲のある農業者に貸付し有効利用を図るよう、農地のあっせんを行っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修もを行っています。今年も、埼玉県次世代施設園芸コンソーシアムを視察しました。



埼玉県次世代施設園芸コンソーシアム研修

## 総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	6
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	12
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	5
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	72
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	27
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	16
その他	農地中間管理事業の推進に関する法律	3

## お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って  
手続きしてください。

## 農政活動協力金募金

昨年12月、各地区の生産囑託員を通じてご協力いただいた「一般社団法人神奈川農政活動協力金」の募金は、1月に取りまとめが完了し、合計で171,000円となりました。お寄せいただいたご厚志は、一般社団法人神奈川農政活動において、農家の皆様安心して農業経営を継続できるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

## 農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをします。農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続きは簡単です。大和市農業委員会へお問い合わせください。電話046(260)5137



# 「平成30年度大和市農業施策に関する意見書」 を市長に提出



大木市長(左)へ意見書を手渡す小菅会長(中央)と関水会長職務代理(右)

平成29年12月1日、大和市農業委員会は、「平成30年度大和市農業施策に関する意見書」を大和市長に提出しました。

意見の主な内容は、以下のとおりです。

## 意見の主な内容

### 1. 都市農地の保全に関する支援について

都市農業振興基本法では、都市農地は守るべき社会的資産としていることから、市内に存在する農地の位置づけを明確化するとともに、将来に向け安心して農業が継続できる農業施策を講じることなど。

### 2. 農業生産環境対策について

農地等への、空き缶・空き瓶・産業廃棄物の不法投棄等、取り締まりの強化と環境汚染を防止する対策の徹底など、行政指導を一層強化することなど。

### 3. 担い手の育成・確保について

農業者の高齢化や担い手不足に対する「援農

サポーター制度」について、潜在的農業労働者の掘り起こしやより多くの農家が利用できるように充実を図ることなど。

### 4. 地産地消の推進について

大和市民朝霧市、大和市民夕やけ市、おさんぽマート等について、引き続き運営を支援するとともに、より一層の地産地消の推進を図ることなど。

### 5. 鳥獣害対策について

ハクビシン、アライグマ等の鳥獣による被害に対する、調査及び捕獲、殺処分に係る予算については、継続的に措置を図ること。

## 農地の適正管理を心がけましょう

### 農地造成については注意してください。

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けられたら、安易に契約や承諾をしないで、必ず地元の農業委員または、農業委員会にご相談ください。造成については、許可申請が必要になります。また、悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、そのため所有者が多額な費用をかけて是正することにもなります。

### 農地が耕作できなくなった場合はご相談ください。

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによる、農地のあっせんも行っていますので、是非ご相談ください。



### 農地のご相談は

大和市農業委員会  
電話 046(260)5137  
または  
各地区農業委員まで

～39歳までの皆様へ

# 農業者年金の政策支援加入で将来の安心を!

## 政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

### 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	-

※国庫補助額は月額保険料月額2万円を固定に対する補助額(割合)です。  
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

- 政策支援を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

## 年金は65歳から受給できます



農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。つまり、若い時から加入すれば、月々の負担が少なくても豊かな老後生活に備えることができます。



### 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給額計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	77万円	55万円	22万円
		女性		63万円		64万円	46万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	39万円	12万円
		女性		42万円		42万円	33万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	39万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		33万円		33万円	28万円	5万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ平成29年度は、0.20%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

- 積立方式・確定拠出型の終身年金です。制度発足以降14年間の運用利回りは、年率で+2.73%です。運用益は非課税で年金原資として積上がります。
- 保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります! 農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です。さらに、いつでも通常加入に変更でき、保険料の額も見直しできます。
- 国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から受給できます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)

国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

- 納められた保険料につきましては、途中で脱退されても脱退一時金はありません。将来、年金として支給されます。
- 脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAが農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。  
 独立行政法人 農業者年金基金 TEL:03-3502-3199(相談員)  
 〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F